

第16回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第16回定例会 平成30年7月31日

開会 3時30分 閉会 4時51分

出席委員 (23名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	13	小山肇治
	2	白倉令子	14	依田隆喜
	3	小川高史	15	小林健治
	5	小山睦夫	16	青木二巳
	6	片十郎	17	小林勝元
	7	成山喜枝	18	清水洋
	8	齊藤敏彦	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
			推進	渡邊重昭

議事録署名委員 17 小林勝元 18 清水洋

出席職員 (5名)	農業委員会事務局		
	事務局長	関 博一	
	事務局次長	織田 秀雄	
	事務局	滝澤 友一郎	
	事務局	笠井 昌鷹	
事務局	田中 章子		

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第3条の規定による買受適格証明について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第16回農業委員会定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。大変暑い中ご苦労さまです。連日猛暑が続いていますが、体調には十分気を付けていただきたいと思います。6月末から7月10日くらいにかけての西日本豪雨により、大きな災害がありました。その後には迷走した台風12号があり、日本各地、また長野県にも南の方で大分被害が出たようです。今年は訳のわからない陽気で、台風もいつもなら西から東へ移動するところ、東から西へ、また南へとぐるぐる回っている状態です。最近の気候変動は何が何だか分からなくなっていると感じています。身近なところでは今月の10日に、祢津を中心とした集中豪雨があり、標高の高い地域で大きな被害が出ました。原因の一つは御堂のワインブドウ畑造成ではないかと思われます。県の事業という事で広く内外にアナウンスされていて注目をあびている事業ですので、原因の追及と対策をしっかりやってほしいと思います。この事については事務局からも説明があると思います。いずれにしても関心を持たれている事業ですので、我々も聞かれた時には即答できるようにしておきたいと思います。今朝田んぼに行ってみましたら、稲の先が黄ばんで見えたのでよく見ましたら、稲の穂が出始めていました。去年と比べると5日から6日早いようです。暑さが原因だと思いますが、これから収穫時期を控えていますので、大きな被害が出ない事を願います。最近の天候は予測不能です。被害を最小限に抑えるためにも、情報は共有していきたいと思います。本日も慎重審議をお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、17番の小林勝元委員と18番の清水洋委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号について説明します。

番号1です。地図の1ページをご覧ください。場所は〇〇です。県道東部望月線の、〇〇の信号の北西にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は農業規模の拡大をするものです。大豆を作付けする予定です。譲受人の自宅からも近く、隣接地には所有している畑がすでであり、集約して耕作していくということも踏まえ、問題ないと判断しました。

次に番号2です。地図の2ページをご覧ください。〇〇です。場所は浅間サンラインの〇〇を〇〇方面に上り、祢津街道に突き当たる手前を左折し、進行した所にある農地です。譲渡人と譲受人共に〇〇の方です。譲渡人は譲受人の妻の兄です。譲受人は花卉栽培を中心に農業を営んでいます。

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは説明します。地図の2ページをご覧ください。上の方に四つ角があります。ここが〇〇の中心になる所で、〇〇や〇〇があります。ここから斜め南に下った所に申請地があります。申請地の東側に道がありますが、これは〇〇さんのお宅の私有地です。左右にある農地は〇〇さんの農地です。譲渡人の〇〇さんは、譲受人の〇〇さんの妻の実兄で隣人同士です。〇〇さんは以前から、〇〇さんから農地を借りて花卉栽培をしています。今後も農地を増やして農業経営をしていきたいと考えています。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、片委員より説明をお願いします。

片委員

よろしくをお願いします。地図の3ページをご覧ください。中央に太い道路が縦にあります。斜め左に下ると浅間サンラインの〇〇の交差点です。その交差点から北へ〇〇メートルくらい上がった右側に申請地があります。譲渡人は2名居り、〇〇さんと〇〇さんです。〇〇さんはお父さんが亡くなり農地を相続しましたが、〇〇にお住まいで農業はできないため、今回〇〇さんに所有権を移転する事にしました。〇〇さんは、土地の管理ができなくなっていました。今回〇〇さんが農地を売却することを知り、一緒に売却する事に決めました。先日譲受人の〇〇さんに話を聞いて来ました。〇〇さんは農業のほかに〇〇をされています。今回の申請地の内、〇〇は既に借りて家庭菜園をしています。〇〇さん所有の〇〇は、〇〇さんが草を刈って手入れをしていました。ここはクルミの苗木を植えるために取得したいとの事です。近隣との農地の取り決めも承知しています。荒廃農地の解消にもなるので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。地図の4ページをご覧ください。左下に至東部望月線とありますが、これを下っていくと〇〇の中心地域になります。この道を反対に上って行くと、〇〇の前に出ます。この道の丁度真ん中付近に入った所に申請地があります。申請地の横に3件家がありますが、真ん中の家が〇〇さんのお宅です。しかし〇〇さんは既に〇〇に移住してしまっただけ空家になっていました。今回譲受人の〇〇さんが家を買うことになり、隣接している農地も取得する事になりました。この農地は〇〇さんの息子さんが耕作するそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。地図の5ページをご覧ください。先月も申請があった競売の農地です。場所は〇〇です。浅間サンラインの〇〇の信号を〇〇方面に〇〇メートルほど行くと農地へ上っていく道があります。ここを〇〇メートルほど進行した左手の農地です。譲受人は〇〇の方で農業規模を拡大したいとの事です。ブロッコリー、花卉、さとうきびをやっております。主に〇〇に卸しているとの事です。譲受人の自宅から車で〇〇分と近いので、問題ないと判断しました。この案件について入札は〇〇月にあります。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

それでは説明します。先月も申請のあった競売物件の農地です。地図の5ページをご覧ください。場所は〇〇の信号から〇〇メートルほど〇〇寄

りに細い道があります。そこを〇〇メートルくらい入っていくと申請地があります。今回の申請人は〇〇の〇〇さんです。自宅から申請地まで車で〇〇分ほどです。〇〇からの要望で色々な作物を栽培しています。今回はカラーブロッコリーを作る予定です。トラクターを〇台と耕運機も〇台あります。意欲もあり問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。議案第2号、適格者証明につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(依田代理挙手)

依田代理どうぞ。

依田代理 申請人の〇〇さんは耕作面積が広いのですが、専業農家ですか。

竹内委員 専業農家です。〇〇歳とまだ若く、耕作面積もこれからもっと増やしていきたいとの事です。

議長 ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。適格者証明の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。

はじめに番号1です。〇〇です。地図の6ページ、7ページをご覧ください。国道18号線下の旧道を〇〇から〇〇集落に進行し、〇〇の手前を県道東部望月線に降りていく途中の畑です。住宅建築の申請です。譲受人、譲渡人共に市内にお住まいの方です。譲受人は現在マンション住まいですが、住宅を新築したいとの事です。妻の両親と一緒に住み、車も〇台あるため広い敷地がよいとの事です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号2、〇〇です。地図の8ページ、9ページをご覧ください。〇〇から〇〇方面へ進行する市道ではなく、集落内へ入る細い市道をしばらく行った畑です。住宅建築の申請です。譲渡人と譲受人の関係は親子です。譲渡人は市内にお住まいです。譲受人は現在〇〇でアパート住まいですが、生まれ育った東御市で生活の基盤を築きたいという事と、高齢となる両親

の近くに住みたいという事です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇、〇〇です。地図の10ページ、11ページをご覧ください。〇〇信号を〇〇集落へ〇〇メートルほど下り、西側の集落内に進行したところにある農地です。住宅建築の申請です。譲受人、譲渡人共に市内にお住まいの方です。譲受人は現在アパート住まいですが、住宅を建てるという申請です。譲渡人は譲受人の妻の父です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇です。地図の12ページ、13ページをご覧ください。浅間サンライン〇〇の信号の、南西の一面の農地です。酒類販売店舗設置になります。譲受人は市内にある〇〇です。譲渡人は〇〇に住む方です。譲受人は現在〇〇の向かいで〇〇とその店舗内で〇〇を販売していますが、事業を縮小するという事で、〇〇の事業は売却をし、〇〇の販売の店舗をやっていくという事です。また、店舗は建築するのではなく、〇〇平方メートルのユニット形式の建物を置いて、そこを店舗とするものです。第1種農地ですが隣に店舗があり、集落に接続しているという事で転用はやむを得ないと判断しました。また、〇〇平方メートルの土地に〇〇平方メートルのユニット設置という事で、転用する面積が過大ではないかと思われませんが、この土地の南側が段下となっていて、その境に植栽があります。そのため、実際の利用面積が小さいことと、駐車場としての利用も見込んでいるため、面積は過大ではないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇です。地図の14ページ、15ページをご覧ください。〇〇の西側、県道御牧原大日向線沿いの農地です。住宅建築になります。譲受人と譲渡人は、苗字は違いますが婚姻関係にあります。譲受人は、現在この土地の隣地にある息子さんの住宅にお住まいです。譲渡人は〇〇に住んでいますが、元々東御市の方です。来年東御市に帰って来るという事で住宅を建築します。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇です。地図の16ページ、17ページをご覧ください。場所は〇〇敷地の南付近にある農地です。住宅敷地と家庭菜園の申請です。譲受人、譲渡人共に市内の方です。今回〇〇の宅地を取得し住宅を新築しますが、それに併せて住宅への進入路と、家庭菜園をするため転用するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇です。地図の18ページ、19ページをご覧ください。〇〇から国道18号線まで北上していく途中にある〇〇を左折して、〇〇メートルほど進行した左手の農地です。先月に〇〇の農地転用申請があった

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、同じく山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

説明します。譲受人と譲渡人の関係は義理の親子です。〇〇さんの奥さんのお父さんの土地へ、住宅を建設する申請です。場所は浅間サンライン沿いの〇〇の信号から〇〇メートルほど入った所を、西へ〇〇メートルほど行った所です。〇〇の真ん中の住宅街です。先ほどと同様、農地としては活用し難い場所です。親子間で家を建てて親の面倒を見るという事なので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

それでは説明します。先ほど説明しました浅間サンラインの〇〇の信号から〇〇方面へ向かうと、〇〇の信号があります。その交差点と〇〇の間の土地が申請地です。斜めになっていて段差がある土地です。譲渡人の〇〇さんはこの土地を年に数回草刈りをしてきれいにしていましたが、耕作はしていません。譲受人の〇〇さんは、この申請地から〇〇寄りに少し行った所で、〇〇と〇〇を経営しています。今回〇〇を手放して〇〇は続ける事にし、申請地にコンテナを置いて、大口客に絞って業務用の酒の販売をするとの事です。店舗は狭いけれど駐車場が広いので、大口客には利用しやすいと思います。特に問題はないと思うので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号5の案件について、青木委員より説明をお願いします。

青木委員

それでは説明します。地図の14ページ、15ページをご覧ください。譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は〇〇にお住まいの〇〇さんです。場所は県道東部望月線の、〇〇の信号から東に約〇キロメートル行くと、県道御牧原大日向線に出ます。そこから西に約〇〇メートル行った右側に申請地があります。近くには〇〇があります。申請地の面積は〇〇平方メートルの内、〇〇平方メートルを使用貸借権設定します。住宅建設のほか、家庭菜園もされるとの事です。生活雑排水は合併処理浄化槽により、近隣のお宅と共同でされるとの事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号6の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。場所は地図の16ページ、17ページをご覧ください。〇〇の南側です。中央に走っている道が北国街道です。〇〇は更地になっていますが、その南側の土地が申請地です。譲受人の〇〇さんは現在アパート住まいですが、手狭になったため住宅を建てる土地を購入しました。しかしその土地へ入る道が狭く、車の出入りが困難な状況です。そこで出入り口の横の農地を購入して住宅への進入路を拡張し、余った土地で家庭菜園をしたいとの事です。申請地は住宅街の中にあり、譲渡人の〇〇さん方も勤めていて耕作できないとの事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件について、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

説明します。場所は地図の18ページ、19ページをご覧ください。国道18号線の〇〇の信号から、〇〇へ向かう縦道の間道にある〇〇を、西へ〇〇メートルほど行った所に申請地があります。譲受人の〇〇さんは、現在お住まいの住宅が手狭になり、駐車スペースも狭いため、住宅建設の土地を探していたところ、現在お住まいの近くに農地を所有している譲渡人の〇〇さんと売買の話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。敷地面積は〇〇平方メートルと広めですが、駐車場のスペースと、来年定年になったら家庭菜園をする予定です。周辺の方々の同意も得ていて、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくをお願いします。地図の20ページ、21ページをご覧ください。左側に十字路がありますが、角に〇〇の〇〇があります。この十字路を北に〇〇メートルほど上がり、さらに右に〇〇メートルほど行った所に申請地があります。譲受人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいです。退職はされていますが臨時でお勤めをしています。今回申請地の北側にある住宅を購入され、その地続きの申請地を取得されて家庭菜園をされる予定です。〇〇さんは農家資格がないので農地は取得できないため、5条での申請となりました。なお、〇〇さんは〇〇の自宅を売却し、申請地の隣に購入した住宅をリフォームする予定です。隣接地の同意も得ているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

4号議案、農用地利用集積計画について説明します。まず6ページの通常の利用権設定は全部で4件あり、その内の2件が新規で、2件が再設定です。番号1に関しては〇〇年間の貸借で家庭菜園をするとの事です。番号2に関してはこれまでも貸し借りしていた農地を、正式に契約をする事になりました。再設定の2件はそれぞれ更新の設定です。7ページは農業開発公社を通じた所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。4号議案について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて、報告します。農地転用の取消しは今年の7月から施行されたもので、今回の案件が第1号です。平成〇〇年度に住宅敷地として5条の転用許可がなされましたが、今回取消しの申し出がありました。そこで現地確認をして審査したところ、住宅建設に着手していない事、譲渡人から譲受人へ所有権移転していない事、既にこの土地で耕作している事と要件を満たしました。そこで、取り消しは問題ないという旨の意見書を県に提出したところ、県から許可取消しの承認がありましたので報告します。以上です。

議長

ありがとうございました。ご質問等ありましたら出してください。

なければこれで議事は終了しますが、全体でご質問等ございますか。

特に無いようなので、以上を持ちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力ありがとうございました。

議事録署名人 _____